

(参考資料1)

中小河川における局地的豪雨対策WG規約

(名称)

第1条 本会は、「中小河川における局地的豪雨対策WG」（以下、「WG」という。）と称する。

(目的)

第2条 WGは、局地的集中豪雨が頻発していることにより、中小河川における急激な水位の上昇に伴う洪水における河川管理上の課題を明確にし、今後の対応方策の検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、小委員会に属する委員、有識者及び行政関係者のうちから、河川局長が任命する。

(WG)

第4条 WGには座長をおき、WGに属する委員のうちから、河川局長が指名する。

2 座長は、議長としてWGの議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、WGに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

4 WGにおける議論の要旨については、あらかじめ委員に確認の上、公表するものとする。

5 座長は、検討を終了したときには、速やかに検討結果を社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策検討小委員会に報告するものとする。

(事務局)

第5条 WGの事務局は、河川局治水課におく。

2 事務局は、WGの運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則

この規約は、平成20年9月24日から施行する。